

1. 交付申請書の添付書類における個人事業の開業届出書の写し(個人事業主の方)について、写しに収受日付印がない場合。

令和7年1月から税務署では、書面申告等における申告書等の提出の際に、控えへの収受日付印の押なつを行わないこととなっています。

その場合には、収受日付印のない「開業届出書の控え」の写しと、税務署で提出した時の日付や税務署名が記載された「リーフレット」の写しを合わせてご提出ください。

詳しくは、国税庁の HP をご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>)

提出時にリーフレットをもらい損ねた等の理由で日付や税務署名が記載されたリーフレットがない場合、代わりとして、開業届を提出した税務署にて「申告書等閲覧サービス」で開業届を確認し、その写真を取ったものを印刷して提出してください。

また、e-tax で提出した場合、申告等データが税務署に到達したことが確認できる「受信通知の写し」と「送信内容の写し」をご提出ください。

e-tax における確認方法については、以下の URL でご確認ください。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru01/13.htm>)

2. 交付申請書の提出について、副業・兼業人材との契約締結前に申請することとなっているが、締結後に申請した場合、補助金の対象外か。

当該補助金の交付申請について、補助金の交付決定日以降に支払った経費及び締結した契約が対象となります。そのため、例えば、登録人材紹介会社への手数料を支払った日や副業・兼業人材と契約を締結した日が交付決定日より前であった場合は、当該補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

3. 当初の補助事業内容に変更が生じ、契約期間・契約金額等の契約に関する内容に変更があった。この場合どのようにすればよいか。

補助事業の内容に変更があった場合には、ただちに変更等承認申請書を拠点に提出してください。ただし、軽微な変更(補助金の交付決定額の20%を超えない減額をいう)については、この限りではありません。

4. 副業・兼業人材との契約期間について5ヶ月が上限とあるが、5ヶ月後も契約を更新し続け、最初の5ヶ月分だけの経費について交付申請することは可能か。

当該補助金の対象となる副業・兼業人材との契約について、5ヶ月が上限となるため、それ以上の更新は

できません。契約期間について自動更新などがある場合には、自動更新も含めた契約期間の上限が5ヶ月であることを契約書に明記していただく必要があります。仮に契約期間が5ヶ月を超えるような契約であった場合(実際に5ヶ月を超えた場合も含む)、補助金の交付決定を取消し、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

5. 副業・兼業人材について、補助の対象外となる業種はあるか。

要綱に記載のとおり、副業・兼業人材とは、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営の強化につながるような活躍が期待できる者として当該中小企業等が受け入れようとする人材をさしており、業務委託契約等に基づき職務や期間を限定してその業務に従事する者がその対象となるため、業種で限定されることはありません。

6. 納税証明を取得する際は、どのように取得すればよいか。

最寄りの行政県税事務所の窓口で請求していただくことで、納税証明書が発行されます。

郵送による請求やぐんま電子申請受付システムを利用した請求もできますので、詳しくは群馬県の HP をご確認ください。<https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5350.html>

税目を指定せず、県税に滞納がないことの証明(いわゆる完納証明)を取得していただければ問題ございません。

一方、法人二税や個人事業税など税目指定の証明を申請しますと、課税がない場合には「課税がありません」といった内容の証明がでますのでご注意ください。

7. 交付申請書等の控えはもらえるか。

プロ拠点経由で県へ書類が提出された後、控え等の発行はしませんので、提出前に控え(コピー等)をとった上で、プロ拠点へ提出いただくようお願いいたします。

8. 申請者について中小企業等という表記があるが、具体的な要件などはあるのか。

県内の事業所において、副業・兼業形態でプロ人材を業務に従事させていれば問題ありません。

9. 申請の取下げ時に提出する書類は任意様式でよいか、提出期限はいつまでか。

申請の取下げ時に県へ提出する様式は特に定まっておりませんので、取下げの理由が明記されていれば、任意の様式で問題ございません。

また、取下げ時に提出する書類の提出期限につきましては、取下げの相談があった段階で別途お知らせさせていただきます。